

B類疾病に対する予防接種

対象疾病	対象者	自己負担額	備考
高齢者肺炎球菌	<p>次の①、②のいずれかに該当する方で、予防接種を希望する意思表示をされた方</p> <p>① 65歳の方</p> <p>② 60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として厚生労働省令で定める人(日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者:身体障害者手帳1級相当)</p> <p>※令和2年4月1日～令和6年3月31日までの間 上記①、②に加え、各年度に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる方</p>	市町村により、自己負担が免除される場合がありますので、住所地の市町村にお問い合わせください	それぞれ対象となった年度中のみ接種可能です。なお、これまでに、1回以上接種したことがある方は、定期接種として受けることはできません。
季節性インフルエンザ	<p>次の①、②のいずれかに該当する方で、予防接種を希望する意思表示をされた方</p> <p>① 65歳以上の方</p> <p>② 60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として厚生労働省令で定める人(日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者:身体障害者手帳1級相当)</p>	市町村により、自己負担が免除される場合がありますので、住所地の市町村にお問い合わせください	